

【司会】 それでは続きまして、介護労働の現状について、松丘保養園で介護員をされていますキムラケンイチさんからご発言をお願いします。

【キムラ】 皆さん、こんばんは。ただいま紹介されました、松丘保養園で介護員として働いていますキムラと申します。今日、参加者の皆様に貴重な時間をいただき、まことにありがとうございます。私からは、現状のハンセン病療養所で働く介護員として話したいと思います。

松丘保養園は全国に13園ある療養所の中でも、本州の最北端に位置し、青森市内の新幹線駅から徒歩10分、高速道路は敷地内隣にあり、立地条件が13園の中でもよいところにあります。現状の療養所は、各センターの集約が終了して、治療棟と居住棟がフロアでつながり、入所者が利用するに当たり、不便のない構造と、家族同然のスタッフが24時間、看護・介護を行っています。センターは全部で4つに分けられ、独身者が生活する中央1階と2階、夫婦寮は廊下でつながっている2センター、重度の障害や疾患者は1センターというぐあいで生活をしています。

各センターでの介護は年々介護度、重要度が増し、入所者に対してかかわる時間や内容など密になり、5年前と比べても、認知症が進む入所者が増えたことや、骨折などでほぼ寝たきり、あるいはそれに近い状況の入所者が増えています。介護員の日常業務は早出、日勤、遅出、当直の4パターンで勤務が生まれ、それぞれの業務線表に沿って介護を行っていますが、スタッフの絶対数が足りないことで入所者に不便を強いているのが現状となっていますし、事実、入所者からの訴えも聞きます。

早出のモーニングケアは、ハンセン特有の発汗のため、温かいタオルで体を清拭し、肌着の交換や義足の装着、パジャマ、私服への交換、排せつ介助、うがい、入れ歯装着など、個々によってパターンは違い、補食ではミカンや柿、リンゴ、梨など、果物の皮むきや、そのほかに卵焼き、目玉焼き、納豆を別皿に入れ、しょうゆの量も決まっているなど、少しの時間で最大限できることを行い、食事介助では、給食からの食材を盛りつけ、大刻み、小刻みの副菜に調理し、常食、軟食、かゆのグラム数をはかり、配食し、1人の介護員が複数の入所者に介助を行います。また、全盲者の食事介助は特に気をつけ、ここで重要なのですが、お膳の位置、ご飯の位置、副菜の内容、みそ汁やめん類は十二分に注意を促し、やけどをさせてはならないため、貴重な介護をします。後遺症により、手の指の第1関節、あるいは第2関節からがない、曲がったまま動かせない入所者には、専用のフォークやスプーンを装着させて食事介助をし、食事が終了すると、うがい、排せつ介助などをし、食

器の洗浄を行います。

そのほかに、顔面神経麻痺で、特に口に強く後遺症が残ってしまった口角下垂の入所者は、口を閉じることさえできず、温度を感じることもできません。体においても同様に、真夏の暑いときに熱を感じる事が困難な、皮膚の神経麻痺で急に暑くなり、通称、火が入ったと入所者は言い、何枚も布団、毛布をかぶり、また、寒いから、切断した箇所神経痛がひどいと訴えることもあります。

こういった介護のほかに、各センターごとで近隣のデパートへの買い物ツアーや、コーヒー喫茶と称し、入所者同士の触れ合いの場を提供するなど、夏の暑いときにはかき氷の提供、季節ごとのイベントではカラオケや、介護員が手づくりでごちそうを振る舞い、生活の中にメリハリをつけて、楽しみを増やすことも行う一方、家族との距離が離れて寂しい思いをしている入所者とのコミュニケーションも重要視し、業務の合間を見て、たわいもない会話や悩みの相談など、できる限りの介助、支援をしています。

また、入浴介助は、あらかじめ介護員が洗濯した交換用の衣服をセットしたものを着用し、付き添い、あるいは車椅子で誘導し、更衣の着脱では、関節が曲がらない下垂手や、まぶたが閉じない兎目など、常に緊張し、けがをさせないこと。体を洗うとき、頭を洗うときなど、特殊性、個々の癖を熟知し、介助を行っています。しかし、入所者は週2回から3回しか入浴できず、夏の暑い時期でも入浴回数が変わることはありません。

夜間の当直業務では2人の介護員で対応し、日勤の介護員の数より比較できないほど少ない人数で介護を行います。夜間の安全を考え、離床センサー「待った君」といいますが、これは入所者がベッドや布団から起きて立ち上がる時、足を着くところに、マットの下に離床センサーを設置し、触れるとコールが鳴るシステムです。入所者の中には、眠れない、後遺症で切断した手足の神経痛の訴えや、トイレが頻繁に催すなど、離床センサーが当直業務中の合計で60回前後と、各センターでは若干の違いはあるものの、高齢化によって毎年増えてきているのが現状です。

実際、入所者の高齢化と同様にスタッフの年齢層も上がり、労力的、精神的にこんぱいし、疲れがとれない、腰痛がひどい、体力が限界などを理由に、迷惑をかけられないといったことで、定年を待たずに退職せざるを得ない職員も増えています。また、国の政策で、国家公務員の2割削減で、職員の退職者後補充をしないことで職員の数が減ったこと、それに加え、新規採用抑制で新しく職員が採用されず、業務は増える一方、働き手がないことで、業務改善するが、その結果、しわ寄せは入所者へと悪循環をたどっています。

難しい話はしませんが、らい予防法が廃止されたとき、明るい未来が待っていると入所者、職員は心の底から思っていました。その内容は逆で、一向に明るい兆しは見えません。また2009年4月に施行されたハンセン病問題の解決の促進に関する法律基本法では、「国は医師、看護師及び介護員の確保等を、国立ハンセン病療養所における医療及び介護に関する体制の整備のために必要な措置を講ずるよう努めるものとする」とありますが、残念ながら、療養所の中では絵に描いた餅となっています。

療養所の職員形態は、国家公務員である定員内職員、賃金職員、期間業務職員、パートとなっていますが、今年4月から国家公務員の給与を平均7.8%切り下げることが閣議決定され、ハンセン病療養所で働く職員も、少ない給料から数万単位で引かれ、個々の生活に大打撃を受けています。

しかし、先ほど話しました賃金職員は、定員内職員とは給与形態が違い、さらに低い賃金と悪い条件で、全く同じ労働を行っています。その昔、入所者は強制収容され、自分たちで衣食住を築き、介護・看護もみずからが行い、生活の歴史をつくり、それが時代の流れとともに作業変換、入所者から職員へということで、我々職員に移り変わり、今の療養所のスタンスができたことは、入所者の昔話でよく聞きます。療養所で働く我々は、入所者を家族同然だと。また、入所者も同様の思いが、ほかの介護施設とは違うところだと思います。もし、皆さんの家族にいたら、どのようにしていただいでしょうか。入所者の激闘だった100年の歴史を無にすることなく、入所者からありがたい言葉が出てこそ、ほんとうの安らぎだと信じています。

今日、この場に厚生労働省の関係者が来ていることを真に祈りますが、今日、参加者の皆さんに療養所の中身が少しでもわかってもらえれば幸いですし、またこれからも、事あるごとに支援や関心を持っていただきたいと思えます。短い時間で説明不足と聞きにくい部分があったと思いますが、ご清聴、ありがとうございました。(拍手)

【司会】 キムラさん、ありがとうございました。

それではここで、メッセージがさらに届いておりますので、時間の都合上、お名前のみご紹介させていただきます。国民の生活が第一、参議院議員、平山幸司様。公明党、参議院議員、谷合正明様。ありがとうございました。